

## 凡 例

- 1 各区分に掲載した商品・役務の概要を把握し易いよう「各類に属する商品及び役務の概要」の項を設け、政令別表及び国際分類の「一般的注釈」を掲載するとともに、各区分の冒頭部に国際分類の「類別表」を掲載しています。
- 2 本審査基準における商品・役務の掲載順について  
本審査基準は、原則として、各区分における類似群コードの順に掲載しています。
- 3 本審査基準に掲載した商品・役務の表示について  
本審査基準に掲載した商品・役務の表示は、原則として、省令別表中の表示に基づくところ、用途に基づく表示や機械化システムに対応する表示等の実務上の要請及び省令別表以外の商品・役務の例示を一部採用しています。

(例 1)

[用途に基づく表示]

省令別表 第7類	電気洗濯機
審査基準	業務用電気洗濯機
	家庭用電気洗濯機

[機械化システムに対応する表示]

省令別表 第41類	技芸、スポーツ又は知識の教授
審査基準	技芸・スポーツ又は知識の教授

- 4 複数の類似商品（役務）群をまとめた包括概念表示については、その範囲を   で囲っています。下記の例2では、「造花の花輪」と「造花（「造花の花輪」を除く。）」は「造花」に包含されるものとして取り扱っています。

また、「造花」（20F01 21E01）と「造花の花輪」（20F01）は互いに類似するものと推定し、「造花」（20F01 21E01）と「造花（「造花の花輪」を除く。）」（21E01）は互いに類似するものと推定します。

- 5 類似商品（役務）群をまとめた表示については、その範囲を  （四角カッコ）で囲っています。下記の例2では、「紙製造花、装飾用造花のリース、布製造花、プラスチック製造花」は「造花（「造花の花輪」を除く。）」に包含されるものとして取り扱っています。

他方、例2で掲載した「アルファベット順一覧表」の「artificial fruit（参考訳：果実の模造品）」又は「artificial plants, other than Christmas trees（参考訳：植物の模造品（クリスマスツリーを除く。）」は、 （四角カッコ）で囲った見出しの商品「造花（「造花の花輪」を除く。）」に包含されるものとして取り扱っていませんが、

「artificial fruit (参考訳：果実の模造品)」(21 E 01) 又は「artificial plants, other than Christmas trees (参考訳：植物の模造品（クリスマスツリーを除く。）」(21 E 01) と「造花（「造花の花輪」を除く。）」(21 E 01) とは、互いに類似するものと推定します。

なお、「造花」(20 F 01 21 E 01)、「造花（「造花の花輪」を除く。）」(21 E 01)、「紙製造花、装飾用造花のリース、布製造花、プラスチック製造花」(21 E 01)、「artificial fruit (参考訳：果実の模造品)」(21 E 01)、「artificial plants, other than Christmas trees (参考訳：植物の模造品（クリスマスツリーを除く。）」(21 E 01) は、21 E 01 を共通にするものですから、互いに類似するものと推定します。

(例 2)

造花	N	artificial flowers	20 F 01 21 E 01 260059
造花の花輪		artificial garlands and wreaths for ceremonies or funerals	20 F 01
審査基準 [ 6, 19, 20, 21, 24, 31 類] 國際分類表 [ 6, 19, 20, 21, 24, 31 類]			
造花（「造花の花輪」を除く。）		artificial flowers, other than artificial garlands and wreaths	21 E 01
紙製造花 装飾用造花のリース		artificial flowers of paper artificial garlands for decoration	
布製造花 プラスチック製造花		artificial flowers of textile artificial flowers of plastics	
[参考] 類似と推定するアルファベット順一覧表掲載の表示			
果実の模造品		artificial fruit	260061
植物の模造品（クリスマスツリーを除く。）		artificial plants, other than Christmas trees	260129

6 複数の類似商品（役務）群をまとめた表示については、下記の例 3 の「清酒、焼酎、合成清酒、白酒、直し、みりん」のように、その表示が 1 以上であっても範囲を □ (四角カッコ) で囲っているものがあります。

項番 1 の「日本酒」は「清酒」（本審査基準では太字で掲載しています。以下「太字」といいます。）に、項番 2 の「泡盛」は「焼酎」（太字）にそれぞれ包含されるものとして取り扱っています。

なお、項番3の「白酒，直し，みりん」（28A01）と「合成清酒」（28A01）とは互いに類似するものと推定しますが、「白酒，直し，みりん」は「合成清酒」に包含されるものとして取り扱っていません。

(例3)

清酒	N	sake	28A01	330022
焼酎		Shochu [Japanese white liquor]		
合成清酒		Sake substitute		
白酒		Shiro-zake [Japanese sweet rice-based mixed liquor]		
直し		Naoshi [Japanese liquor]		
みりん		Mirin [Japanese Shochu-based mixed liquor]		

1	清酒	N	sake	330022
	日本酒		Nihonshu [Japanese sake]	
2	焼酎		Shochu [Japanese white liquor]	
	泡盛		Awamori [distilled rice spirits]	
3	合成清酒		Sake substitute	
	白酒		Shiro-zake [Japanese sweet rice-based mixed liquor]	
	直し		Naoshi [Japanese liquor]	
	みりん		Mirin [Japanese Shochu-based mixed liquor]	

7 類似商品・役務審査基準の各類部分の表示の説明（次ページの図中のAからMを参照）

- A 類（区分）
- B 國際分類表の類別表（注釈付き）（※1）
- C 太字の有無は商品・役務の上下関係を示す。
- D 類似商品・役務審査基準の商品・役務の英語訳（参考訳）（※2）
- E 類似群コード
- F 類似商品・役務審査基準の商品・役務の英語訳と、同一の英語表示が國際分類表「アルファベット順一覧表」に存在することを示す。
- G 國際分類表「アルファベット順一覧表」掲載の商品・サービスに付与されている固有番号
- H 國際分類表「アルファベット順一覧表」において当該用語（英語表示）が一般的な用語であって、他類の商品・サービスの表示にも使用されているときに、\*を付す。
- I 過去にW I P O国際事務局から商品・サービスの表示に関する欠陥の通報の対象とされた英語訳であることを示す。（※3）
- J □（四角カッコ）で囲った見出しの商品・役務と同一の類に属し、同一の類似群コードが付与される國際分類表「アルファベット順一覧表」掲載の商品・サービス（参考表示）（※4）
- K 同一の類似群コードが付与される商品・役務が〔〕内に表示した他の類に、本審査基準又は國際分類表「アルファベット順一覧表」掲載の参考表示として存在することを示す。
- L 同一の類に属し、上記F及びJ以外の参考となる國際分類表「アルファベット順一覧表」掲載の商品・サービス（参考表示）
- M 同一の類の□（四角カッコ）で囲った見出しには存在しない類似群コードを1つでも含む表示について、#を付す。

（※1）「類別表」（注釈付き）は、その商品又はサービスが原則として属する類の範囲をおおむね表示したものであり、「類別表」（注釈付き）の記載をそのまま商品・役務として指定して出願することは原則として適切ではありませんので御留意ください。

（※2）本審査基準の商品・役務の英語訳はあくまでも参考訳です。英語訳がないものについては、各商品・役務の日本語に対応する適切な参考訳が掲載できないものです。

なお、参考訳である本審査基準の商品・役務の英語訳と、國際分類表の「アルファベット順一覧表」に掲載された商品・サービスの表示とが同一であったとしても、本審査基準上の商品・役務の包括概念及び類似の範囲と、各国の認識は異なる場合がありますので御留意ください。

（※3）本審査基準の「（注）」の印を付した商品・役務の英語訳（参考訳）は、W I P O国際事務局に「商品及びサービスが分類上極めて不明確である、理解できない、又は語学的に不正確である用語によって国際出願に表示されている」（標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定の議定書に基づく共通規則 第13規則（2020年2月1日発効））と判断された場合、その旨の通報がされることに御留意ください。これらの商品・役務を外国にて指定されたい場合は、それらの商品・役務に含まれる個々の商品・役務を指定することを検討してください。

（※4）本審査基準に掲載した「アルファベット順一覧表」の商品・サービスは、あくまでも参考表示であり、□（四角カッコ）で囲った見出しの商品・役務に必ずしも含まれるものではないことに御留意ください。

## 【商品・サービス国際分類表〔第12-2025版〕類別表（注釈付き）】

家庭用又は台所用の器具及び容器；  
 調理用具及び食卓用器具（フォーク、ナイフ及びスプーンを除く。）；  
 くし及びスポンジ；  
 ブラシ（絵筆及び塗装用ブラシを除く。）；  
 ブラシ製造用材料；  
 清浄用具；  
 未加工又は半加工のガラス（建築用ガラスを除く。）；  
 ガラス製品、磁器製品及び陶器製品。

## 注釈

第21類には、主として、家庭用及び台所用の小型手動式器具並びに化粧用具、ガラス製品及び磁器、陶器、土器、テラコッタ又はガラスから成る特定の商品を含む。

省略

省略

鍋類	cooking pots and pans, non-electric	19 A 01	E
コーヒー沸かし（電気式のものを除く。）	coffee-makers, non-electric		
鉄瓶	Tetsubin [Japanese cast iron kettles, non-electric]		
やかん	kettles, non-electric		

1 鍋類 C

1 釜 D

省略

清掃用具及び洗濯用具	cleaning tools and washing utensils	19 A 06	K
省略			
モップ	mops*		
物干しざお	clothes hanging rods [used as washing lines]	210135	G

J 物干し用ハンガー I

省略

[参考] 類似と推定するアルファベット順一覧表掲載の表示			
おむつ処理用バケツ	diaper disposal pails	210409	
おむつ処理用バケツ	nappy disposal bins	210409	
回転式の物干しざお	rotary washing lines	210395	

省略

[参考] 第21類のその他のアルファベット順一覧表掲載の表示			L
M	省略		
# 化粧落とし器	make-up removing appliances	09E25 11A07 21F01	210344
# 電気式洗顔器	electric facial cleansers	09E25 11A07 21F01	210477